介護予防・日常生活支援事業
おでかけデイサービス夢コープいた
重　要　事　項　説　明　書（2026 年 10 月改定）

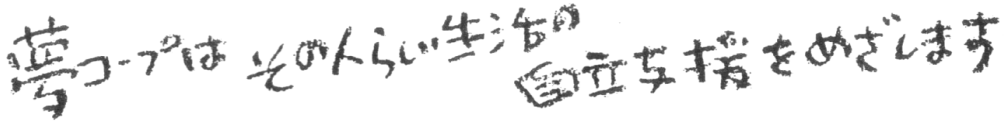

１．事業者（法人）の概要

法人名	特定非営利活動法人　ワーカーズコープ夢コープ		
法人所在地	〒420－0851　静岡市葵区黒金町 12-5		
電話番号	054－275－1100	FAX 番号	054－275－1133
代表者氏名	理事長　杉井　初世		
設立年月日	1999 年 9 月 21 日		
ホームページアドレス	https://yumecoop.com		

２．事業所の概要

事業所名	おでかけデイサービス夢コープいた		
所在地	〒427－0034　島田市伊太 1 番地の 134		
電話番号	0547-37-9200	FAX 番号	0547-37-9200
介護保険事業者番号	2275400113		
事業の種類	介護予防・日常生活支援総合事業 おでかけデイサービス	指定年月日	平成 29 年 4 月 1 日
サービスの実施地域	島田市向谷 1 丁目～4 丁目、向谷元町、三ツ合町、大井町、本通 1・2 丁目、扇町、向島町、宮川町、中溝町、中溝 4 丁目、若松町、大川町、新町通、本通 3 丁目～5 丁目、幸町、中央町、柳町、大津通、中河町、尾川、大草、ばらの丘 1・２丁目、伊太		
管理者氏名	向島　恵津子		
営業日および営業時間	火曜日～土曜日（国民の祝日・12/29～1/3 及び施設の休館日を除く） 8：30～16：30（サービス提供時間　10：00～15：05）		

３．事業の目的及び運営方針

介護予防・日常生活支援総合事業おでかけデイサービスは、介護保険法令に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の回復訓練、生活の活性化、社会との繋がりを持つ機会を提供することにより、利用者の生活の質の向上を目指します。事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

４．職員の体制

職　　種	員　　数	
管理者	１名	管理者と従業者の兼務は可
従業者	１名以上	

５. 施設の概要

定員：事業対象者および要支援者・・・12 名/日

送迎車両：軽自動車１台・普通自動車１台

６．サービスの内容

① 送迎

通常の営業時間内に事業所とご自宅との間を行います。送迎時間はおおよその時間をお伝えします。ただし、道路事情等により、時間が前後する場合があります。

② 食事

ご利用者に合った、お弁当を提供します。

③ 健康チェック

血圧測定、検温、体重測定など

④ 運動機能向上プログラム・介護予防に効果的なプログラム

体操、ゲーム、手先を使った活動等を取り入れ、運動機能向上を目指し、介護予防につながる活動を行います。

⑤ その他の活動

外出やレクレーションなど社会との繋がりや生活の活性化に結びつけた活動を行います。

７．利用料金

介護予防・日常生活支援事業おでかけデイサービス１ヶ月あたりの費用

利用回数	事業費用	負担割合	利用者負担金
週１回	１４，０００円	１割	**１，４００円**
		２割	**２，８００円**
		３割	**４，２００円**
週２回	２８，０００円	１割	**２，８００円**
		２割	**５，６００円**
		３割	**８，４００円**

その他の費用（介護保険適用部分以外の費用をご負担いただくのは以下のとおりです）

食事代・おやつ代	７００円
おむつ代	５０円
通常の事業実施地域外の利用に対する送迎費用	実施地域を超えた地点から１ｋｍあたり３０円
ご利用者が負担することが適当と認められる費用	実費相当額

※ 利用当日の朝８時４５分までに利用中止のご連絡をいただけなかった場合、食事代として５８０円をご負担いただきます。

利用者負担金のお支払方法

・ 料金は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月 15 日までに請求書をお送りしますので、次のいずれかの方法でお支払いください。

口座振替･･･翌月の指定日に引き落としとなります。

現金払い･･･翌月末までにお支払いください。

8. サービスの利用方法

① 健康上の理由によるサービスの中止

（1）朝の送迎時に、風邪や病気、感染が疑われる症状が見られた場合には、当日のサービスの提供をお断りすることがあります。

（2） 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービスの提供を中止することがあります。その場合にはご家族に連絡の上、適切に対応します。

（3） ご利用中に体調が悪くなった場合もサービスの提供を中止することがあります。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をするなど、必要な措置を行います。

（4） 感染症が流行すると予想される時は、利用者への感染防止のために、ご利用を制限させていただくことがあります。その時は、事前に事業所よりご連絡致します。

② サービス利用契約の終了

ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

やむを得ない事情で、当事業所よりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了の1ヵ月前までに文書で通知いたします。

ただし、以下の場合は双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ご利用者が要介護認定または非該当（自立）となった場合
- ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ご利用者がお亡くなりになった場合
- ご利用者が遠隔地に転居された場合

③ その他

当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、ご利用者は文書で通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

ご利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、催促をしたにもかかわらず2週間以内に支払わない場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただくことがあります。

9. 事故発生時および緊急時の対応

① ご利用者に対するおでかけデイサービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族並びに市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に連絡して必要な措置を講じます。

② 事故の原因が事業者に責任のある場合は、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。ワーカーズコープ夢コープは、万が一の場合に備えて、居宅介護事業者保険に加入しています。

③ 事故発生後は、事故の起こった原因を十分に検討し、再発防止に努めます。

④ サービス利用中にご利用者の体調が急変、その他緊急事態が発生した時は、速やかに緊急連絡先に連絡いたします。また、救急搬送の要請等の必要な措置を講ずると共に地域包括支援センター又は介護予防支援事業者に連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名（続柄）	
	連絡先	

⑤ 地震、台風等により注意報や警報、警戒宣言等が発せられた場合（その恐れのある場合も含みます）、事業者の判断でサービスを中止させていただく場合もあります。

10. 非常災害対策

事業者は非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の研修・訓練を行います。

11. 相談・苦情担当窓口

相談や苦情に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

① 当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

おでかけデイサービス夢コープいた

相談・苦情受付担当者　　管理者　向島　恵津子
電話番号　・　FAX　　０５４７－３７－９２００
夢コープ中部事業所　　電　話　０５４７－３３－５６５０
夢コープ 本　　部　　電　話　０５４－２７５－１１００

② 苦情処理の体制および手順

介護保険制度においては、サービスを提供する事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切な対応をとることが義務付けられています。「詳しい説明がない」「サービスを良くしてほしい」といった苦情や要望があるときは、まず事業者の苦情相談窓口または夢コープ中部事業所にお伝えください。なお、事業者との間で解決できない等の場合は、市町村等の苦情相談窓口に相談することもできます。

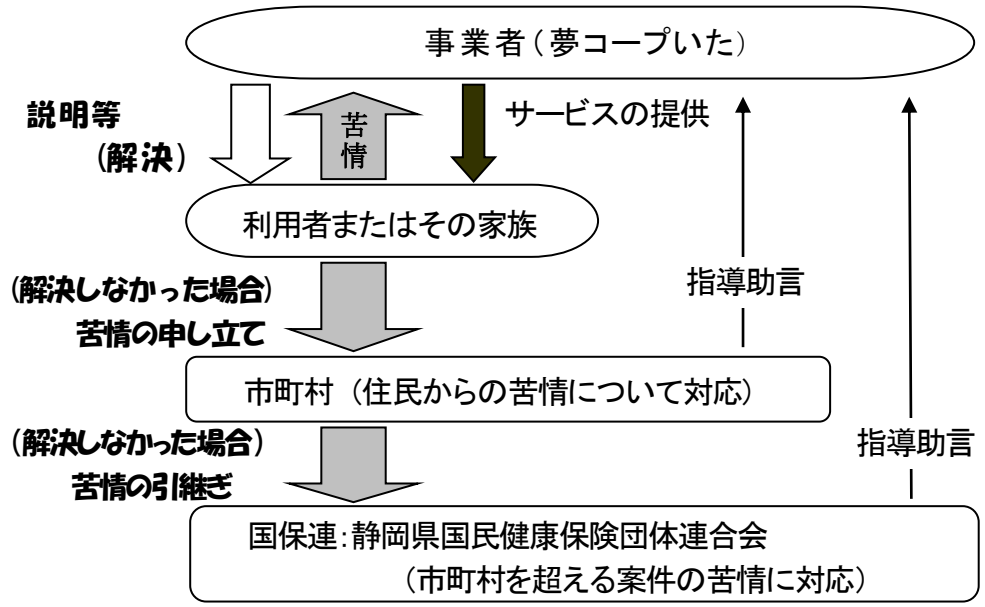

③ 行政機関その他苦情受付窓口

島田市　長寿介護課	TEL　0547－34－3294
静岡県国民健康保険団体連合会　介護保険課	TEL　054－253－5590

④ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	あり	実施日	令和 7 年 11 月
		結果の開示	あり
第三者による評価の実施状況	なし		

12. 秘密保持

① 当事業所の従業者は、正当な理由がない限り、おでかけデイサービスの提供によって知り得た秘密を漏らしません。

② 当事業者は、従業者が退職後も、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

③ 当事業者は、ご利用者及びご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

13. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　向島　恵津子

② 虐待防止に関する指針を整備します。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施します。また、新採用時には必ず研修を実施します。

④ 定期的に委員会を開催し、委員会の検討結果を従業者へ周知します。

⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

14. 身体拘束の禁止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行ないません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の 3 要素を確認の上、利用者及び家族の同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行います。その場合、身体拘束を行った日時･理由および様態等を記録するものとするとともに､下記の対策を講じます。

① 身体拘束の禁止に関する責任者を選定しています。

身体拘束の禁止に関する責任者	管理者　　向島　恵津子

② 身体拘束の禁止に関する指針を整備します。

③ 従業者に対する身体拘束禁止を啓発･普及するための研修を実施します。また、新採用時には必ず研修を実施します。

④ 定期的に委員会を開催し、委員会の検討結果を従業者へ周知します。

15. 感染症対策

① 感染症対策に関する指針を整備します。

② 感染対策委員会を定期的に開催し、感染症及び食中毒の予防まん延防止の検討および対策について検討します。検討結果を従業者へ周知します。

③ 従業者に対する感染症･食中毒予防およびその対応策に関する研修を定期的に実施します。

④ 平常時には、従業者の衛生に関する意識の向上やご利用者の感染対策の向上および事業所内の衛生管理の徹底を行います。また、事業所内の連絡体制を整備します。
感染症発生時には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療機関や保健所・行政等関係機関と連携をとって対応し、適切に報告します。

16. ハラスメントへの対応

① 当事業所の職場環境やご利用者へのサービスの提供において、ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント等）の防止のための取り組みとして、指針の作成、職場内・ご利用者やご家族（代理人を含む）との関わり、関係機関との連携等におけるハラスメント対策、研修等を行います。

② 従業者や事業所に対しての不信行為・暴力行為・不当要求行為、その他のハラスメント行為を禁止します。

③ サービスの提供においてご利用者、ご家族または代理人のいずれかによるハラスメント行為が発生し､適切に支援を提供できない状況になった場合にはサービスの中断や契約の解除をすることがあります。

17. 記録の保管

ご利用者へのおでかけデイサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から 2年間保存します。

18. 地域との連携等

① 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとします。

② ボランティアを積極的に活用するように努めます。

19. その他　　当事業所への質問・要望等には、誠意を持ってお応えいたします。

確 認 書

令和　　年　　月　　日

（事業者）

介護予防・日常生活支援おでかけデイサービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地　　〒427－0034　　島田市伊太 1 番地の 134

名 称　　おでかけデイサービス夢コープいた

説明者

（利用者）

この説明書により、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスに関する重要事項の説明を受け同意しました。

住 所

氏 名

（代筆者）

利用者は心身の状況等により署名ができないため、本人の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

氏 名

続 柄

連絡先電話番号